インフォメーション

平成 27 年 5 月 1 日

税理士松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報!

Tel 04-7141-5039

相続財産を譲渡した場合の取得費の特例について 平成26年度税制改正

個人が相続または遺贈により取得した土地・建物・株式等を譲渡した場合に、相続税額 のうち一定額を譲渡資産の取得費に加算できる制度があります。

平成27年1月1日以後に開始する相続より適用が厳しくなる見直しが行われています。

【制度を受けるための要件】

- 1.相続または遺贈により財産を取得した者であること
- 2.その財産を取得した人に相続税が課税されていること
- 3.その財産を、相続のあった日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する 日までに譲渡していること(相続から3年10月以内に譲渡していること)

【取得費に加算する相続税の計算】

1.平成26年までに開始した相続等により取得した財産を譲渡した場合

①譲渡する財産が土地等の場合

譲渡をした人 譲渡をした人の相続財産のうち土地の価額の合計額 取得費に加算 の相続税額 × 譲渡した人の相続税の課税価格の合計額 = する相続税

②譲渡する財産が土地以外の財産の場合

譲渡をした人 譲渡をした人の相続財産のうち<mark>譲渡した財産の価額</mark> 取得費に加算 の相続税額 × 譲渡した人の相続税の課税価格の合計額 = する相続税

2.平成27年以後に開始する相続等により取得した財産を譲渡した場合

譲渡をする財産が土地等・土地以外の区分にかかわらず、下記の算式により計算した金額 譲渡をした人 譲渡をした人の相続財産のうち<mark>譲渡した財産の価額</mark> 取得費に加算 の相続税額 × 譲渡した人の相続税の課税価格の合計額 = する相続税

(計算例)

相続人Aが相続により土地Bと土地Cを取得し、土地Bのみを譲渡した場合 相続人Aの負担した相続税額 30,000 千円

相続人Aの相続税の課税価格の合計額 100,000 千円(土地 7000 万その他 3000 万円) 土地Bの相続税評価額 40,000 千円、土地Cの相続税評価額 30,000 千円

① 平成26年以前の場合 $30,000 \times (40,000+30,000) \div 100,000=21,000$ 千円

② 平成 27 年以後の場合

 $30,000 \times 40,000 \div 100,000 = 12,000$ 千円

※平成27年以後に発生した相続については、相続した土地を売却しても、その譲渡した 財産に対応する相続税相当額のみしか取得費に加算できないこととなります。